

## 石炭火力発電所における貯蔵品データの改ざんに関する報告について

当社は、平成 18 年 11 月 30 日付経済産業省原子力安全・保安院指示に基づき、当社発電設備におけるデータの改ざんや不適切な取扱い、必要な手続きの不備などについて点検・調査を実施し、その結果を平成 19 年 3 月 30 日に報告いたしました。

このうち、火力部門の「石炭火力発電所の貯蔵品棚卸データの改ざん」事案について、同日付で、経済産業省より事実関係、理由、再発防止策についての報告指示を受領しておりましたが、本日、これを経済産業省に報告いたしましたので、お知らせいたします。

当社としましては、今回の事態を真摯に反省し、企業風土・社員気質の改革に取り組み、内部統制システムの整備と実効的運用をはかるとともに、コンプライアンス強化を進め、再発防止対策を確実に実施し、社会的信頼の回復に努めてまいります。

### 【報告概要】

#### 1. 事実関係

- ・設備 7 火力発電所
- ・期間 昭和 44 年～平成 17 年  
(発電所毎に異なり、17 年度段階では 2 火力発電所で改ざんが継続)
- ・方法 受払台帳数値と実地棚卸数値の差異を、電気事業会計規則上補正を必要としない範囲(年間受払量の 0.1%または棚卸値の 2%) 以内で収めるよう改ざんしていた。
- ・数量・金額(平成 17 年度末時点)  
石炭 6.8 万トン、重油△178 k l、軽油 67 k l 影響金額 約 5 億円  
(18 年度は全地点において、適正にデータを取り扱っており、17 年度までの収支影響は、18 年度決算において過年度修正として適切に処理する。)

#### 2. 改ざんが発生した理由

石炭の計量において、日々の受払量計測に誤差が生じ易く、年 1 回の実施棚卸の数値との乖離について原因確定が困難なこともあり、対外説明を回避するため補正を必要としない範囲以内に改ざんした。

#### 3. 再発防止策

- ・ 棚卸手法の改革；改ざんを許さない、業務プロセス・データの流れを確立
- ・ チェック体制の改革；一次データを複数部門でクロスチェックする体制の確立
- ・ 社員研修・教育；コンプライアンス、電気事業会計規則、棚卸業務等に関する研修の徹底
- ・ コンプライアンス推進体制の整備；コンプライアンス委員会の機能強化、窓口の複数化

〈 添付資料 〉 石炭火力発電所における貯蔵品棚卸データの改ざんに関する報告書

以 上